

出会いの場「西原劇場」

風景を礎に歩み、発展してきた
西原町の歴史と文化を、町民が未来へ語り継ぐ



歴史・文化ゾーン

農業と文化に出会う



町の生活文化伝承士が愛かかし、
楽しい出づかり一展示
農業と共に歩んできた西原町の歴史
や文化を、写真や映像を交えて「出づかり」
一画に展示することで地元住民が
楽しく語り継ぐことができます。



観光ゾーン

観光と魅力に出会う



観光町を隅々まで観光した
くなる「景観・文化財紹介マップ」
観光スポット紹介や高合からの景
しい景色などの紹介の場、紙巻に
展示すべま多くの文を対し、観光
ムードとして紹介しています。



PR・コミュニケーションゾーン

人々の想いに出会う



常に新しい情報に出会える
チャレンジスペース
新しい農作物や加工品の紹介、互
助会館の紹介など、どなたでも活
に利用できる情報発信スペース。空
間全体が可変仕様となっています。



シアター・企画展示ゾーン

西原の結いに出会う



人々の結いをPRするシアター
企画展示空間
映像投影スクリーンと可変仕様で
地元の方々や学生の「結い」を興
興できる場となっています。



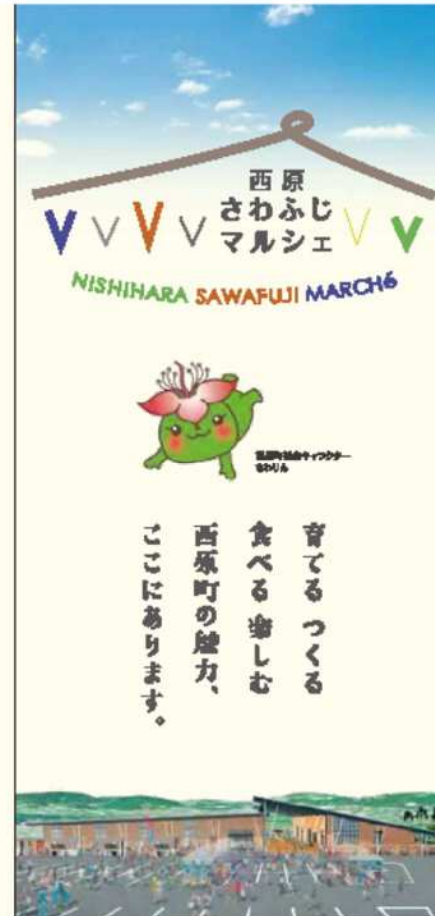
育てる つくる 食べる 楽しむ
西原町の魅力、ここにあります。



〇開催時間から車で約30分
〇所在地が「モーターホーム」/「バス乗り場」/「観光案内所」/「観光案内所」/「観光案内所」
西原町（地立1）→西原駅

開催時間 / 27分
観覧料 / 大人340円 子供170円
観覧時間 / 毎月1日、3日、5日（祝祭日を除く）
開催時間 / 毎月20分
観覧料 / 480円（小学生以下は半額）

T903-0118 沖崎町中野区西原町字小畑39-490番地
TEL: (096) 946-7411



農業委員会の取り組み事例について

西原町農業委員会

西原町の概要について

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	119
自給的農家数	15
販売農家数	104
主業農家数	28
準主業農家数	20
副業的農家数	56

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	143
女性	42
40代以下	19

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	19
基本構想水準到達者	6
認定新規就農者	11
農業参入法人	6
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積		132	132			132
経営耕地面積		74	74			74
遊休農地面積		71	71			71
農地台帳面積		448	448			448

※ 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(抜粋)

西原町農業委員会の委員構成について

■ 改正農業委員会法の施行により、平成29年10月1日に新体制へ移行。

旧体制 農業委員：17名（うち女性1名）

新体制 16名（元農業委員・推進委員10名）※令和2年10月改選
農業委員：11名（認定農業者等5名 女性3名）
農地利用最適化推進委員：5名

令和4年1月現在

地区	農業委員			農地利用最適化推進委員			単位：名
		うち女性	うち認定農業者等		うち女性	うち認定農業者等	合計
北区域（1班）	2	1	0	1	0	0	3
南区域（2班）	2	1	0	1	0	0	3
西区域（3班）	2	0	1	1	0	0	3
東区域（4班）	2	1	2	1	0	0	3
中区域（5班）	2	0	2	1	0	0	3
合計	10	3	5	5	0	0	15

※会長は、全班の活動を把握するため、班は決めず、すべての班の活動に適宜参加する。

西原町農業委員会の事務局体制について

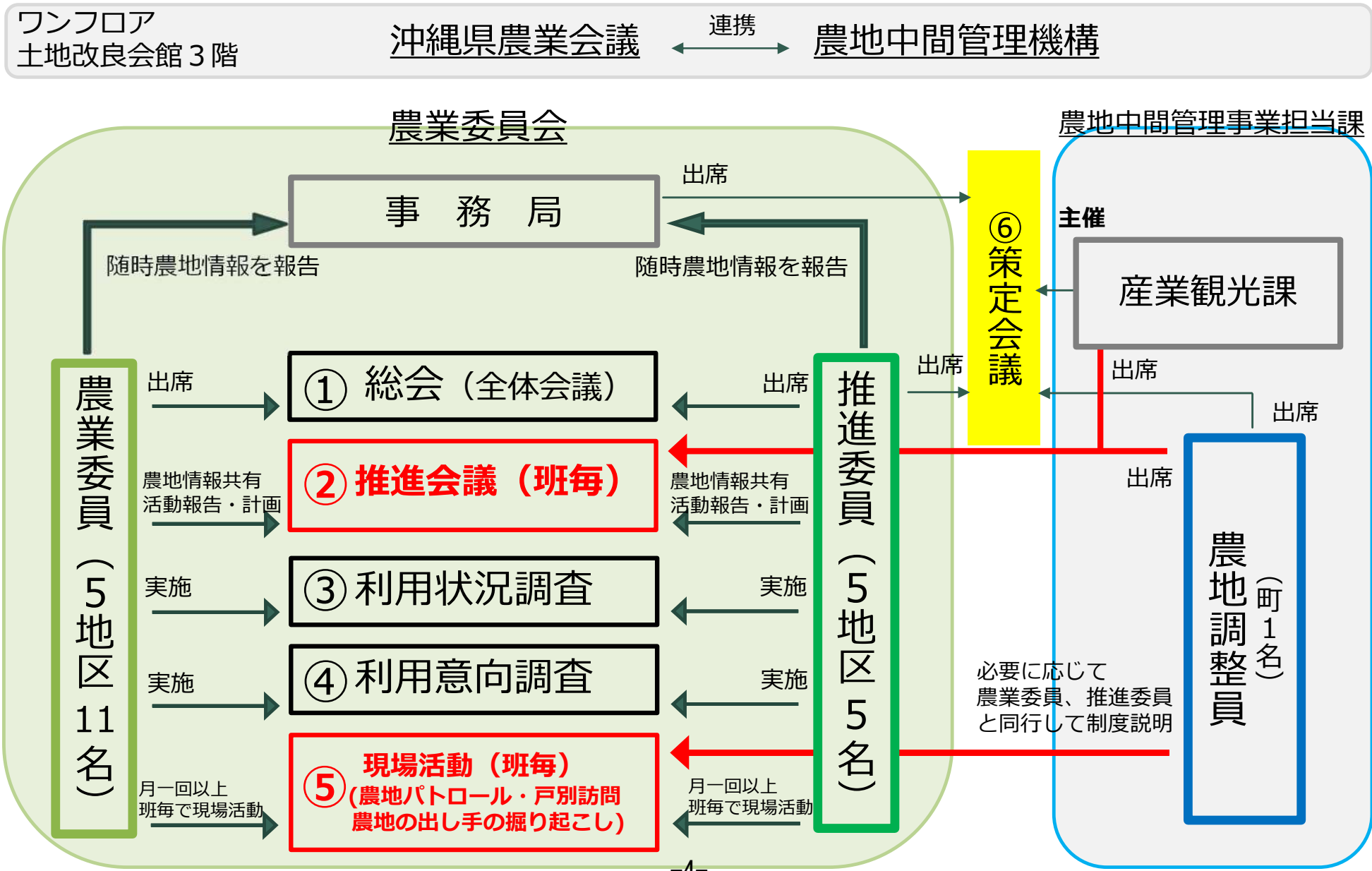
事務局職員：職員 4名 専任 2名
兼任 2名 ※事務局長は産業観光課長兼務

会計年度任用職員 1名

令和4年1月現在

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3 策定会議 ※産業観光課主催	4 推進会議 (1・4班)	5 推進会議 (5班)	6 推進会議 (2・3班)	7	8	9
10	11 現場活動 (3班)	12	13 現場活動 (2・4班)	14 現場活動 (1・5班)	15	16
17 受付締め日	18 総会議案の 現場確認	19	20 総会議案の 会長調整	21 総会資料の 配布	22	23
24	25 総会 全体会議	26	27	28	29	30

西原町農業委員会体制図について



農業委員会法第6条第1項業務について

①総会（全体会議）について

- ・ 推進委員を含めて全委員が参加する。
- ・ 班毎に今月の活動内容を報告し、全体へ情報を共有する。
- ・ 翌々月までの推進会議や現場活動のスケジュールを確認する。

③利用状況調査について（毎年6～8月実施）

- ・ 調査は班で行い、原則として委員のみで行う。
- ・ 班毎に委員同士で連絡を取り合いスケジュールを決めて実施する。
- ・ 事務局は、タブレット（平成29年度～）や地図など資料準備を行う。

④利用意向調査について

- ・ 利用状況調査の結果、1号若しくは2号と報告された農地について、事務局から地権者若しくは耕作者に利用意向調査書を送付する【令和3年度907件送付】

⑤現場活動について

(農地パトロール・戸別訪問・農地の出し手の掘り起こし)



農地パトロールの様子。



タブレットを活用している様子。

■ 毎月 1 回以上
班毎の委員で日程調整し、委員で現場活動を実施。

■ 活動内容

- ・ 担当地区の農地パトロール
- ・ 農地所有者への戸別訪問

※活動内容は報告書で事務局へ報告し、推進会議で今後の対応を検討する。

■ 準備するもの

タブレット、帽子、ゼッケン、身分証、公用車
農地パトロールマグネット、名刺（委員用・事務局用）

■ 活動結果

- ・ 遊休農地を早期発見し、解消に向けた活動に繋がっている。
- ・ 農地の出し手を確保し、農地中間管理事業の活用等、担い手への農地集積に繋がっている。

②推進会議について（農業委員会主催）



左が事務局 右が農業委員・推進委員



利用状況調査結果を地図に落とし、遊休農地解消について検討している様子。

■ 毎月1回

班毎（5班）の委員で日程調整し会議を開催。

■ 参集範囲

農業委員・農地利用最適化推進委員
農業委員会事務局職員
産業観光課職員、農地調整員

■ 会議内容

- ・委員の活動記録簿をもとに現場活動の報告
- ・**農地中間管理事業**の進捗状況
- ・委員の翌月の活動計画の確認

■ 活動結果

- ・**農業委員会事務局、農地中間管理機構担当課**との情報共有が図られている。
- ・**委員のやるべき活動が明確になり、現場活動**しやすい体制作りができている。

⑥ 策定会議について（産業観光課主催）

※農地中間管理事業市町村推進チーム会議（所管：県農政経済課農業経営班）

■ 毎月 1 回

■ 参集範囲

産業観光課職員、農地調整員

農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員

■ 会議内容

- ・貸付希望のある農地について、担い手（案）を作成する。
- ・各班ごとの課題等について共有する。（担い手情報含む）

■ 会議結果

	地域の課題	課題への対応
4月	小さい農地から始めたり、さとうきび等の所得がでにくい農業をどう支えるかを考えていく必要がある。	令和3年3月から「 西原町今後育成すべき農業者 」を作成した。これをもって、認定農業者でなくても公社を通して、農地の貸し借りを行えるようになった。
5月	現在課題となっている農地を確認。 新たな担い手の掘り起こし が喫緊の課題となっている。	なし
6月	町内の担い手への配分が進み、農地の借り手が少なくなっている。 新たな担い手の掘り起こし が課題となっている。	課題にもあるように、担い手の掘り起こしが必要となる中で、 新しい担い手になる方へ農地を配分することが大事 であり、今後も取り組んでいけるように努める。
7月	農地の現地を確認し、農地は確保できているが担い手不足が課題。 今後推進委員と連携しながら担い手不足の解決を図る。	令和3年度第1回認定審査会において、 再認定1人、認定農業者1人と1法人、新規認定農業者2人 認定した。
8月	担い手が今農地をどれだけ、また どんな農地を必要としているのかを推進委員は把握する 必要がある。	地域の担い手を策定会議にて訪問 するよう、今以上に内容を充実させる。

農業委員会と産業観光課の連携について

※農地中間管理事業市町村推進チーム会議

産業観光課：農地中間管理事業
人・農地プランの実質化
農業経営基盤強化促進法、認定農業者制度 等

■ 農業委員会と産業観光課の連携内容

- ・ 農業委員会事務局長と産業観光課長が兼務（事務所も隣同士）。
- ・ 班毎（5班）の推進会議（農業委員会主催）に産業観光課も出席。
- ・ 策定会議（産業観光課主催）に農業委員会も出席。
- ・ 人・農地プランの実質化では、役割分担（農地所有者の意向把握等）のもと連携して実施。

まとめ

■ 現場活動について

問題点

- ・ 現場活動は何をやって良いのか分からない。
- ・ 他の委員がどのように現場活動しているのか知りたい。
- ・ 農家の顔を知らないので、戸別訪問はひとりでは難しい。

→ **毎月の班毎の現場活動の実施** ※委員間の活動を平準化

※農業委員会の必須業務である「農地利用の最適化」活動の推進

■ 農業委員会での情報共有について

問題点

- ・ 農地制度、農地中間管理機構について詳しく分からない。
- ・ 現場活動の情報をどのように事務局に報告してよいのか分からない。
- ・ 活動記録簿の書き方がわからない。
- ・ 現場活動でなかなか成果があがっていない。

→ **月1回の推進会議の開催** ※委員間の情報を平準化

※農業委員会の必須業務である「農地利用の最適化」の成果に繋げる活動

西原町農用地利用配分計画策定会議設置要領

西原町産業観光課

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業は、各地域における「人・農地プラン」の作成、見直しを一体的に推進し、地域の担い手への農地集積・集約化を図ることとしており、農地の受け手、出し手の掘り起こし、農地整備事業との連携など市町村段階での関係機関との横断的な連携が重要となっている。

このため、西原町における農地中間管理機構制度が円滑かつ効率的に推進することを目的として、関係機関からなる西原町農用地利用配分計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 策定会議の構成員は、次のとおりとする。

	機 関	役 職
西原町	産業観光課 ※農地中間管理事業担当課	課長及び担当職員 農地調整員
	農業委員会	事務局長及び事務局担当職員 農地利用最適化推進委員 協力員
必要に応じて他の関係機関をオブザーバー又はアドバイザーとして参加を求め ることとする。		
関 係 団 体	沖縄県農業振興公社	地区駐在員 担当者 等
	沖縄県農業協同組合	農地調整員 等
	その他関係機関	土地改良区 等

(協議事項)

第3条 策定会議は、次に掲げる事項について協議及び指導を行う。

- (1) 農地の出し手お及び受け手情報に関すること。
- (2) 人と農地のマッチングに関すること。
- (3) 地域の担い手に関すること。
- (4) 事務手続きに関すること。
- (5) 農地整備事業との連携等、農地中間管理事業に関すること

(事務局)

第4条 策定会議の事務局は、西原町建設部産業観光課とする。

(状況報告)

第5条 市町村の事務局は、策定会議の遂行状況について、年度の各四半期毎に、別紙1により遂行状況報告を作成し、当該四半期の最終月末までに、沖縄県農政経済課長に提出する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、策定会議の運営に必要な事項は西原町産業観光課が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。